

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」 春の全国火災予防運動

3月1日から7日までは春の全国火災予防運動の実施期間です。これから火災が発生しやすい時季を迎えます。火災予防の意識を高め火災の発生を防ぎ、尊い命を守りましょう。
問い合わせ 消防本部予防課(☎25-3311)

命を守る10のポイント

【4つの習慣】

- 寝たばこは絶対にしない、させない
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- こんろを使うときは火のそばを離れない
- コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

【6つの対策】

- ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防災品を使用する
- 消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- 高齢者などは避難経路と避難方法を常に確保し備えておく
- 防火防災訓練への参加や戸別訪問など地域ぐるみの防火対策を行う

住宅用火災警報器を 設置しましょう

消防法や本市火災予防条例で、住宅の寝室などに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。まだ設置していない場合は必ず設置しましょう。設置後は小まめに点検し、10年を経過している物は、交換を検討し、火災時に正常に機能するよう維持管理をしましょう。

地域おこし 協力隊

まちなかイノベーターNEWS!! 06

まちなかイノベーターの皆瀬です。本紙1月1日号では、私が活動に取り組む上で重要だと考える「地域を知りリスpektを持ちながら外部の視点で活動する」という姿勢を紹介しました。今回は、その姿勢から具体的な活動目標として掲げている「地域を知る活動」について紹介します。

地域の人へのあいさつと意見交換

伊勢崎市に住む人やまちなかで活動する人に積極的にあいさつをし、意見交換を行っています。これにより、まちなかの生の声を聞くことができ、思いもよらなかった魅力の発見や、それを生かした新しい企画の立案を行うことができます。

歴史資料の収集

まちなかの歴史資料が保存されている図書館などに行き、昔のまちの写真など貴重な資料に目を通しています。そして、その資料を「まちあるき企画」や「謎解き企画」などに生かすなど、資料の新しい活用にもつなげています。

地域行事への積極的な参加

市や商工団体、住民の人が主催する地域行事などへの参加や運営の手伝いなどを行っています。伊勢崎市まちなか活性化支援会議が主催する「まちなかシンポジウム」では、「歴史資料の収集」により集めた情報を生かし、県外の学生にまちなかの

問い合わせ 商工労働課(☎27-2754)

ガイドを行いました。また、いせさきまつりでは山車に乗り地域の人と一緒に演奏を行うなど、活動を通してまちの一員として絆を深めています。

これらの「地域を知る活動」を通して、伊勢崎市を理解しリスpektする姿勢を日々養っています。



「まちなかシンポジウム」でのまちなかガイドの様子

伊勢崎神社縁日を開催します！

3月17日(日)に伊勢崎神社で「伊勢崎神社縁日」を開催します！当日は拝殿の前で伊勢崎銘仙を羽織り、上毛かるたを行う「奉納上毛かるた大会」や、境内に張った大型スクリーンでゲームをする「JINJAでeスポーツ」など、大人から子どもまでが楽しめる企画がめじろ押しです！ぜひお越しください！

福祉医療費受給資格者証の有効期限を確認しましょう

子どもやひとり親家庭などの福祉医療制度の認定を受けている人で、受給資格者証の有効期限が本年3月31日までの人は、4月以降の医療費は自己負担となります。

問い合わせ 年金医療課(☎27-2740)

各支所市民サービス課

中学3年生の子ども資格を更新します

本年3月31日(日)で終了する資格を更新します。手続きは必要ありません。18歳の年度末までの新しい受給資格者証を3月末に発送します。

他の資格要件に該当する場合

左記の資格要件に該当する場合は、申請することで受給資格の認定を受けることができます。福祉医療制度を利用する人へのお願ひ

福祉医療制度の資格要件

- 18歳未満の子ども(※)
- 身体障害者手帳の1級または2級の人
- 障害年金の1級(相当)の人
- 特別児童扶養手当の1級または2級の人
- 療育手帳のA判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の人
- 自立支援医療費(精神通院)の受給者
- ひとり親家庭=18歳未満の子ども(※)を扶養している母子・父子家庭など
※18歳の誕生日以後の最初の3月31日(4月1日生まれは18歳の誕生日前日)までの子どもを含みます

第2回LPガス料金負担軽減支援事業を実施します

ます

市内のLPガス利用者を支援するため、LPガス供給事業者が利用料金の一部を値引きした場合には、その値引き額分をLPガス供給事業者に対し補助する事業です。補助対象 市内の家庭や事業所にLPガスを供給する事業者で、令和6年4月・5月に利用料金の値引きを実施するもの

補助内容

- 値引き額分の補助
- 実施経費の補助

申請期限 3月22日(金)

※LPガス利用者からの申請は必要ありません

※申請方法などの詳細は、ホームページを確認してください

問い合わせ 企業誘致課(☎27-2756)

問い合わせ 2756



▲市ホームページ

不用になった家電4品目は正しく処分しましょう

家電リサイクル法で指定されている「家電4品目」は、ごみ集積所に出すことや、市の清掃施設に持ち込んで処分することができません。法律に基づいて適正に処分してください。

問い合わせ 資源循環課(☎27-2732)

対象となる家電製品

- エアコン(室外機を含む)
- テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ式)
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

正しい処分方法を確認

処分にかかる費用は、処分方法により異なります。【買い替える場合】買い替えをする家電販売店に依頼してください。

【処分のみを行う場合】

- 家電販売店に依頼する
- 一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する
- ※許可業者は市ホームページで確認してください
- 事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、下表の指定引き取り場所へ持ち込む
- ※メーカーや型番などが分かる

指定引き取り場所一覧

引き取り場所	所在地・電話番号
西濃運輸(株) 本庄支店	埼玉県本庄市大字鶴森字富士166-1 (☎0495-21-3311)
日通群馬物流(株) 玉村取扱所	佐波郡玉村町大字八幡原1988-1 (☎0270-61-7207)
ウブカタ資源(株) 高崎	高崎市正観寺町1175 (☎027-372-1110)
(株)藤田商店	桐生市境野町七丁目1813-57 (☎0277-43-5283)

る物を持って郵便局で手続きをしてください
※振込手数料がかかります
※リサイクル料金は家電リサイクル券センターホームページ(☎https://www.rkcaeh.a.or.jp)で確認できます